

施設入所支援

【利用者】

- 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者

【サービス内容等】

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定。

【人員配置】

- 夜勤職員
→ 1人～3人以上
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

【報酬単価】

◎ 180単位～400単位(定員40人以下)

+

(主な加算等(1日につき))

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)
 - (1)基本加算 28単位
→ 「特別な医療」を受けている者が利用者の2割以上、かつ、利用者の平均区分5以上(経過措置対象者を除く)
 - (2)重度加算 22単位(基本加算を算定している場合に限る。)
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者、②重症心身障害者
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅱ)
→ 強度行動障害を有する者1人につき、基本単位数に応じ、40単位～799単位を加算
- ・ 地域移行加算 : 500単位
- ・ 栄養管理体制加算 : 12～24単位
- ・ 入院・外泊時の報酬 : 320単位 等

【事業所数】 185 (平成19年4月1日現在)

27

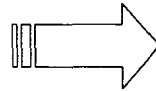
障害福祉計画に基づく サービス基盤の計画的な整備について

各都道府県における障害福祉計画の全国集計結果について(抜粋)

入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

(現在)

退院可能精神障害者数
4.9万人



(平成23年度末)

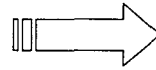
減少数
3.7万人

障害福祉サービス見込量の推移

(平成18年度)

訪問系
サービス

340万(時間分)



(平成23年度)

522万(時間分)

※対18年度
1.5倍

(平成17年度)

日中活動系
サービス

599万(人日分)



(平成23年度)

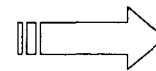
825万(人日分)

※対17年度
1.4倍

(平成17年度)

グループホーム
ケアホーム

3.4万(人分)



(平成23年度)

8.0万(人分)

※対17年度
2.4倍

(平成17年度)

施設入所系
サービス

15.0万(人分)



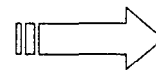
(平成23年度)

13.8万(人分)

福祉施設から一般就労への移行

(現在:平成17年度)

年間 0.2万人



(平成23年度)

年間 0.9万人

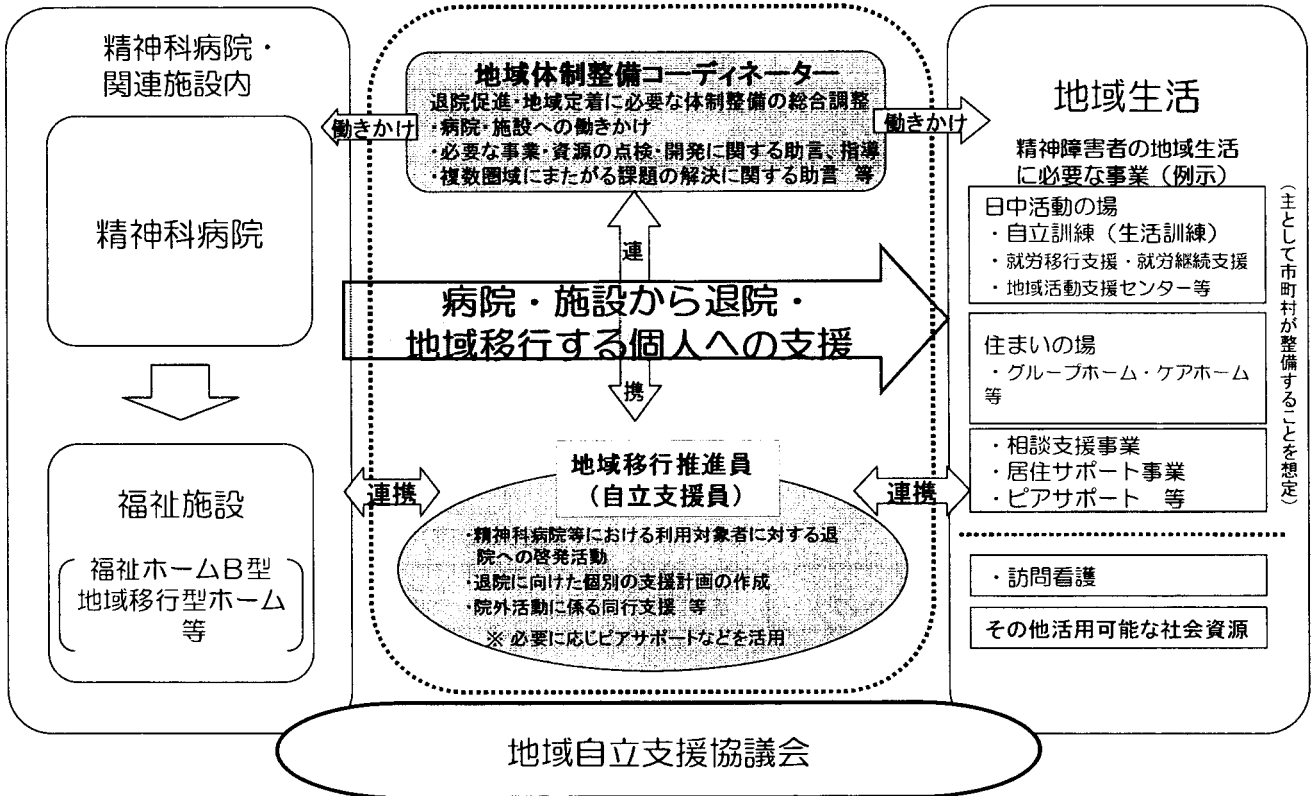
※対17年度
3.9倍 29

「相談支援」について

精神障害者地域移行支援特別対策事業（新規）（17億円）

事業の概要

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。



31

障害者自立支援法の目指すもの

（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（抄））

（目的）

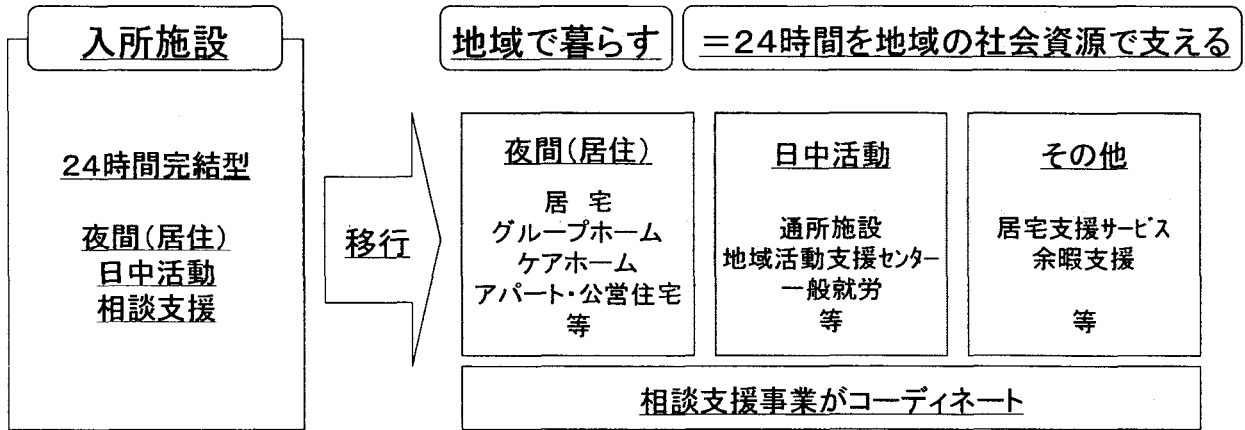
第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。

障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

32

障害者の地域生活移行とは

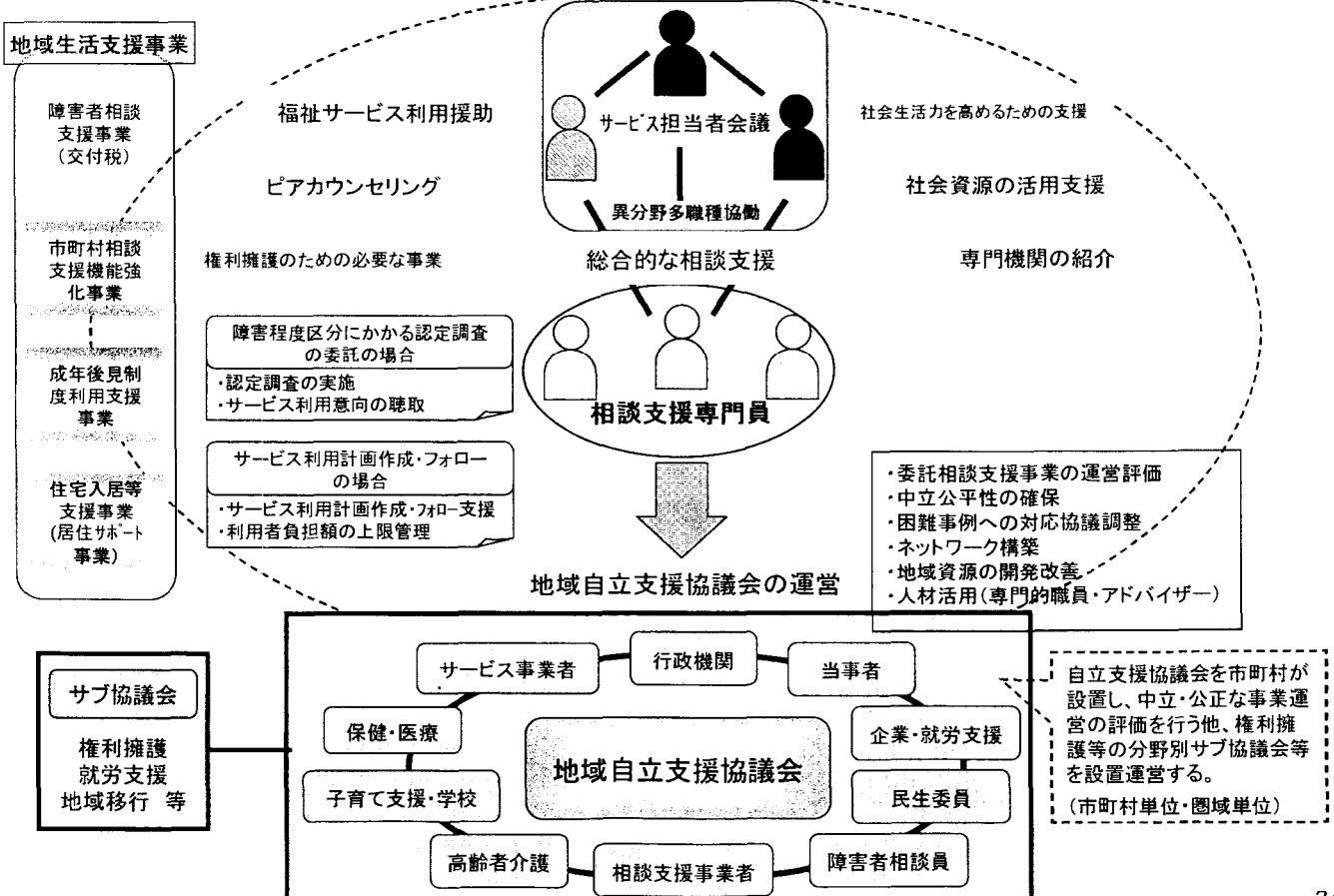


※障害者ケアマネジメントの役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

そして、それを具体的に行うのが、**相談支援事業**であり、その中核的役割をなすのが**地域自立支援協議会**の使命である。

障害者相談支援事業のイメージ



相談支援事業の現状及び課題について

現状

課題

相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制が不十分 (障害者等に情報が周知されていない) <small>※市町村相談支援機能強化事業の実施率:35%</small>	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催や自宅訪問などによるきめ細やかな相談支援の実施 相談支援マニュアルの作成
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 未設置市町村が多い<small>(未設置市町村:50%)</small> 運営方法がイメージしにくいとの声があり、運営の形骸化が懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化 地域自立支援協議会設置・運営マニュアルの作成
サービス利用計画作成費	<ul style="list-style-type: none"> 理解不足、対象者限定などにより、サービス利用計画作成費の活用が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化・拡大
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止、権利侵害防止の支援体制が不十分 <small>※成年後見制度利用支援事業の実施率:28%</small>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止、権利侵害防止のための制度的な整備

※ 実施率等の数字は、H19年4月1日現在(自立支援協議会は、H19年12月1日現在)

35

相談支援事業を巡る最近の動き

I 与党PTの報告書を受けた緊急措置

◎障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)〈抜粋〉

平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

II 見直しの方向性

2 事業者の経営基盤の強化

〈緊急に措置すべき事項〉

- 加えて、「特別対策」により各都道府県に造成された基金の使途や事業の実施基準を見直すことにより、就労継続、重度障害者への対応、児童デイサービス、相談支援等の事業、諸物価の高騰等への対応について支援措置

◎基金事業として「相談支援充実・強化事業」を追加(20年度)

都道府県又は市町村(指定相談支援事業者である社会福祉法人等へ委託も可)が、次の事業を実施した場合に当該事業に要する経費を助成(1市町村当たり170万円以内)

- ① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の開催
- ② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問
- ③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

36

II サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化

◎サービス利用計画作成費の支給対象者(省令上の規定)

- ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者

◎通知により、次のとおり支給対象者の範囲を明確化(平成20年1月31日)

①の「障害者支援施設からの退所等」

→ 障害者支援施設からの退所のほか、共同生活介護又は共同生活援助からの退居、精神科病院からの退院など地域生活への移行に当たり住環境や生活環境が大きく変わる場合、家族の入院や死亡又は弟妹の出生等による家庭環境の変化やライフステージの変化(乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等)により生活環境が大きく変わる場合等

②の「家族等の障害、疾病等」

→ 家族等の障害、疾病のほか、家族が高齢(要介護状態等)である場合、家族による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等

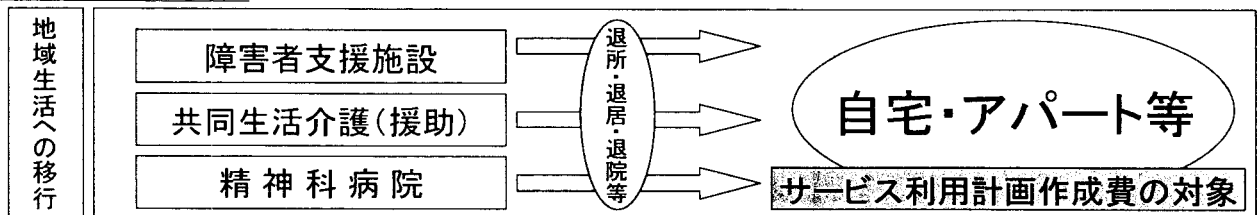
37

サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等の解釈の例示について

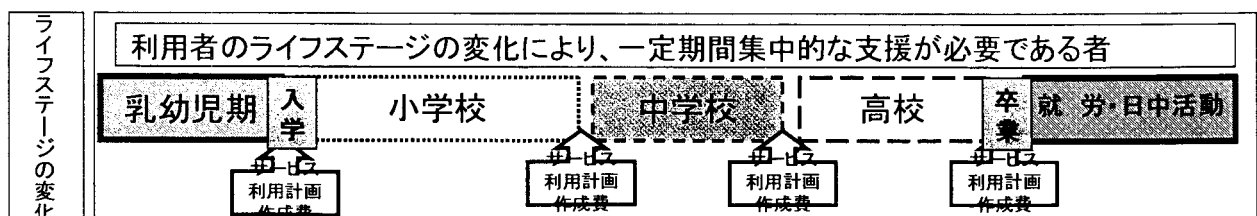
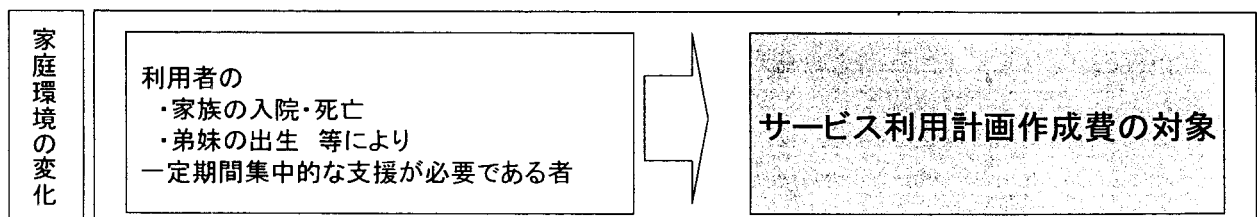
1. 規則第32条の2第1号

○「障害者支援施設からの退所等」とは、

(1)住環境の変化



(2)生活環境の変化



38

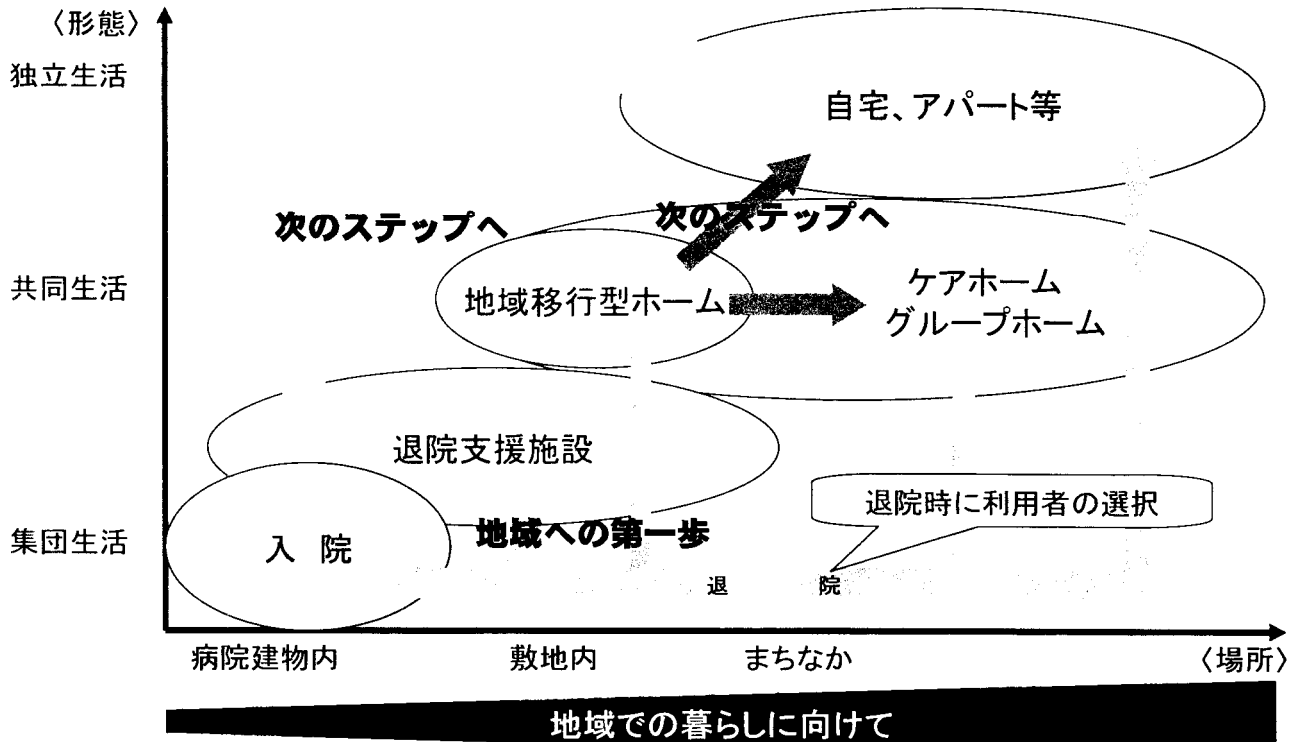
2. 規則第32条の2第2号

- 同居している家族の障害・疾病等とは、
- ① 家族が障害・疾病である場合
 - ② 家族が高齢(要介護状態等)である場合
 - ③ 家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合等により、家族等による援助を受けることが困難な場合

「住」について

精神障害者の地域移行と居住系サービスの関係

- 「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」、いわゆる社会的入院患者がそれぞれの状態に応じて地域移行を実現できるよう支援体制を構築。
- その中で、退院支援施設(自立訓練事業、就労移行支援事業)、地域移行型ホームは、地域移行に向けてのステップにおける一つの選択肢、すなわち「経過施設」としての性格づけ。



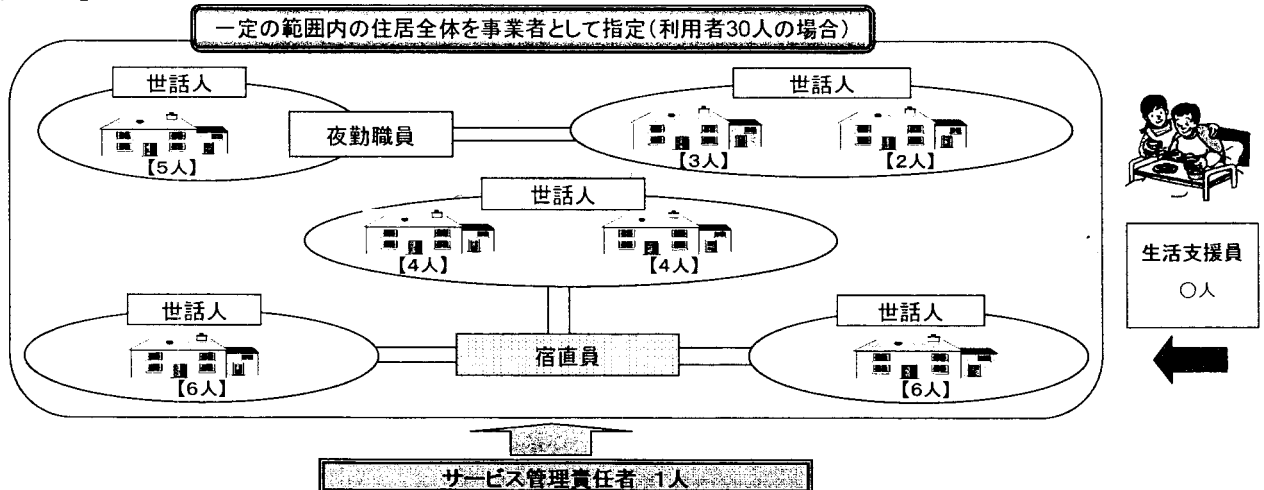
41

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人につき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

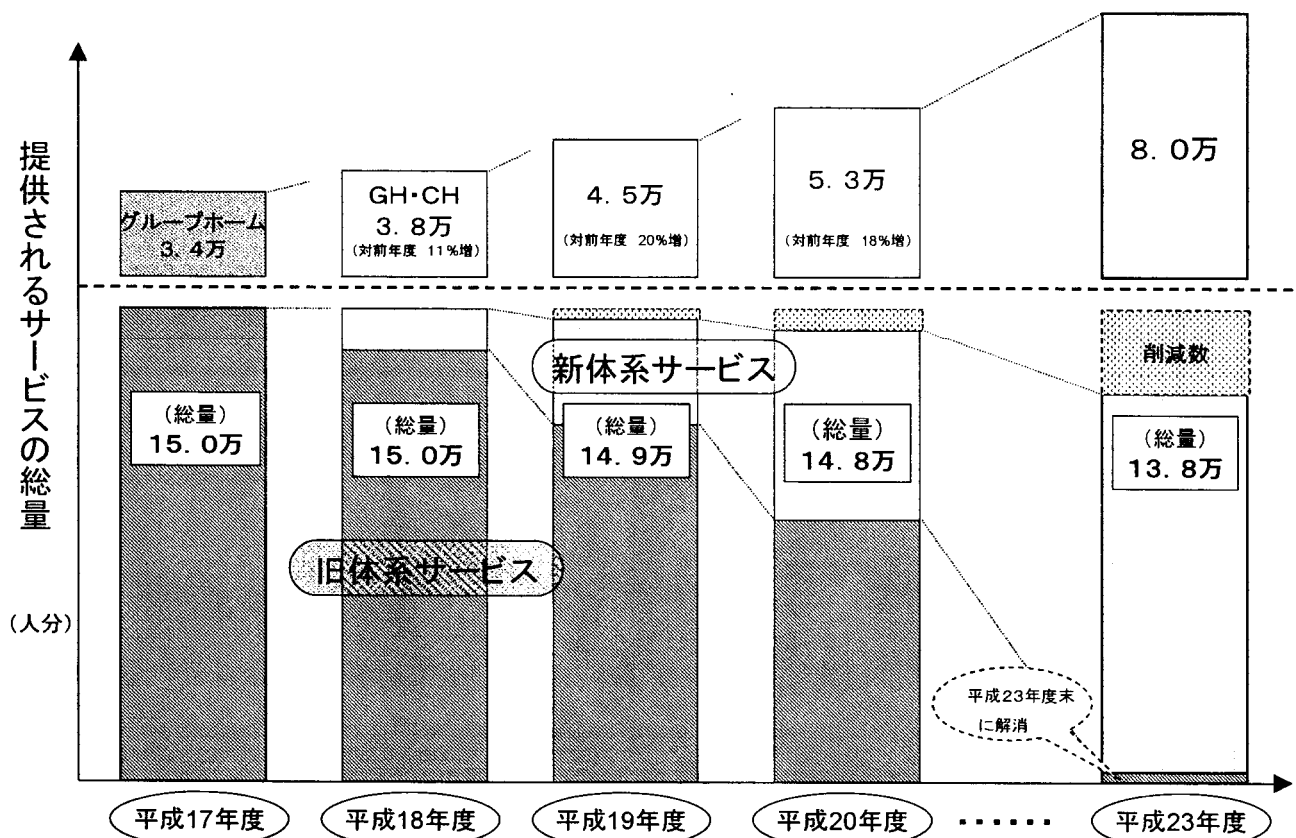
【イメージ】



※ 平成20年度予算において、グループホームの整備促進ための費用として30億円の社会福祉施設等施設整備費補助金を計上している。

42

障害福祉サービス見込量の推移（居住系サービス）



43

「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

1 趣旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を創設したところです。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」を実施するところです。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

2 住宅入居支援事業（居住サポート事業）について

(1) 事業概要

民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

(2) 実施主体

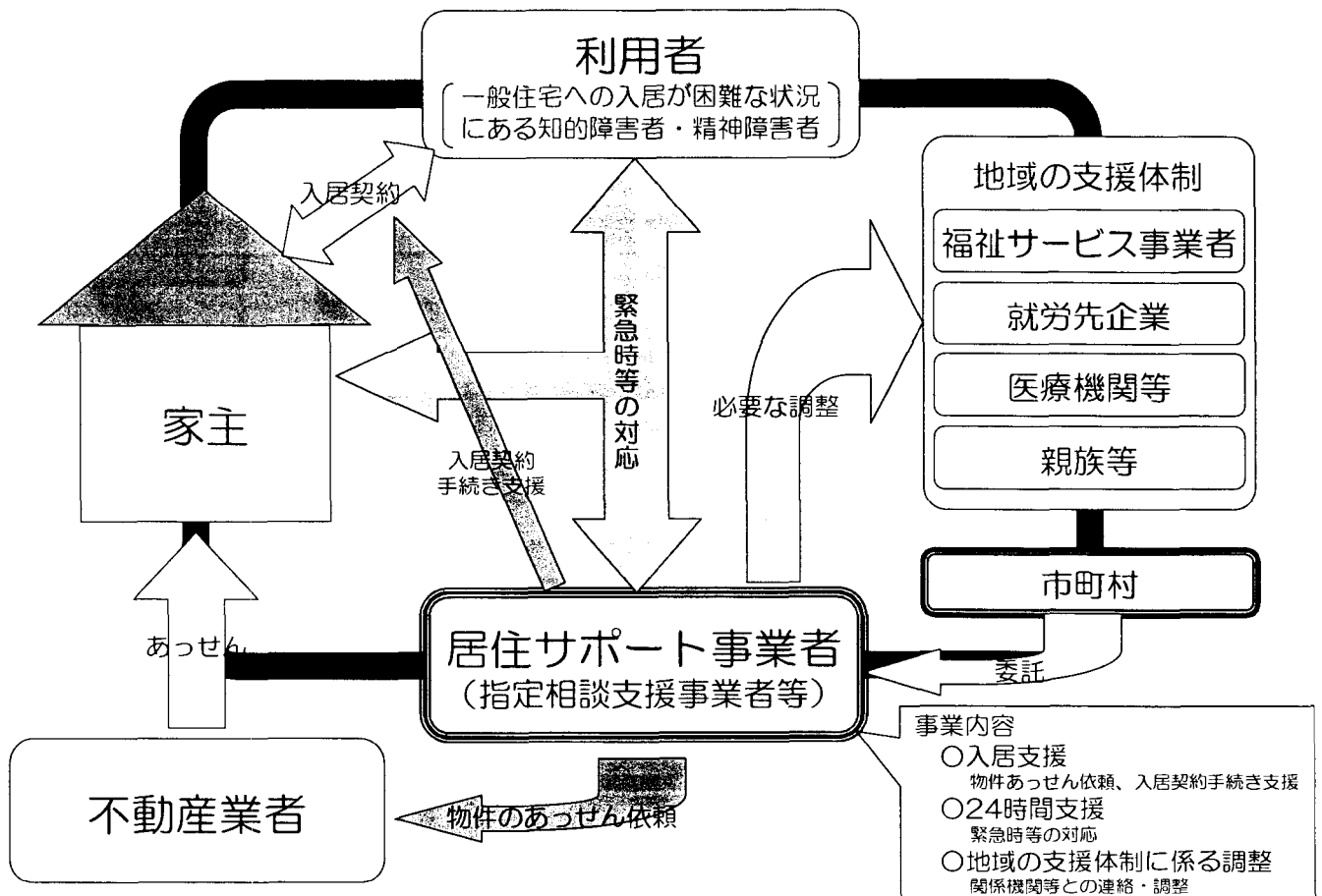
市町村（複数市町村による共同実施、相談支援事業者等への委託できる）

(3) 事業の具体的な内容

- ① 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
- ② 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。）
- ③ 居住支援のための関係機関等によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関等から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

44

居住サポート事業（イメージ図）



3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

(1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

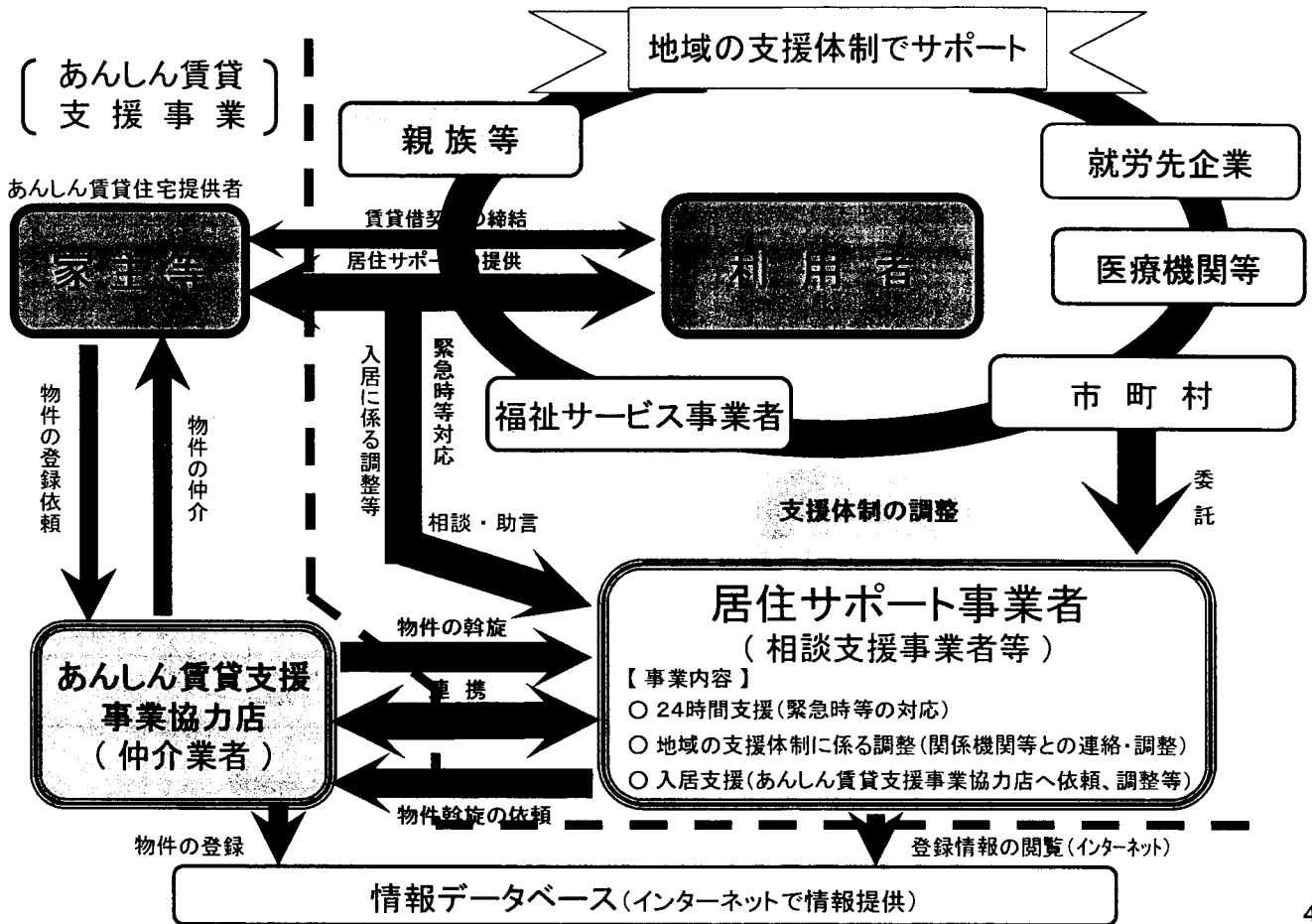
- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店（仲介業者。以下「協力店」という。）が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援（緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等）については、居住サポート事業者（相談支援事業者等）が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援（入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等）は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

◎ 支援・連携の流れ（例）

- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件（あんしん賃貸住宅として登録されていない）がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



成年後見制度利用支援事業

【概要】

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う。【補助金】

【事業の具体的内容】

成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成

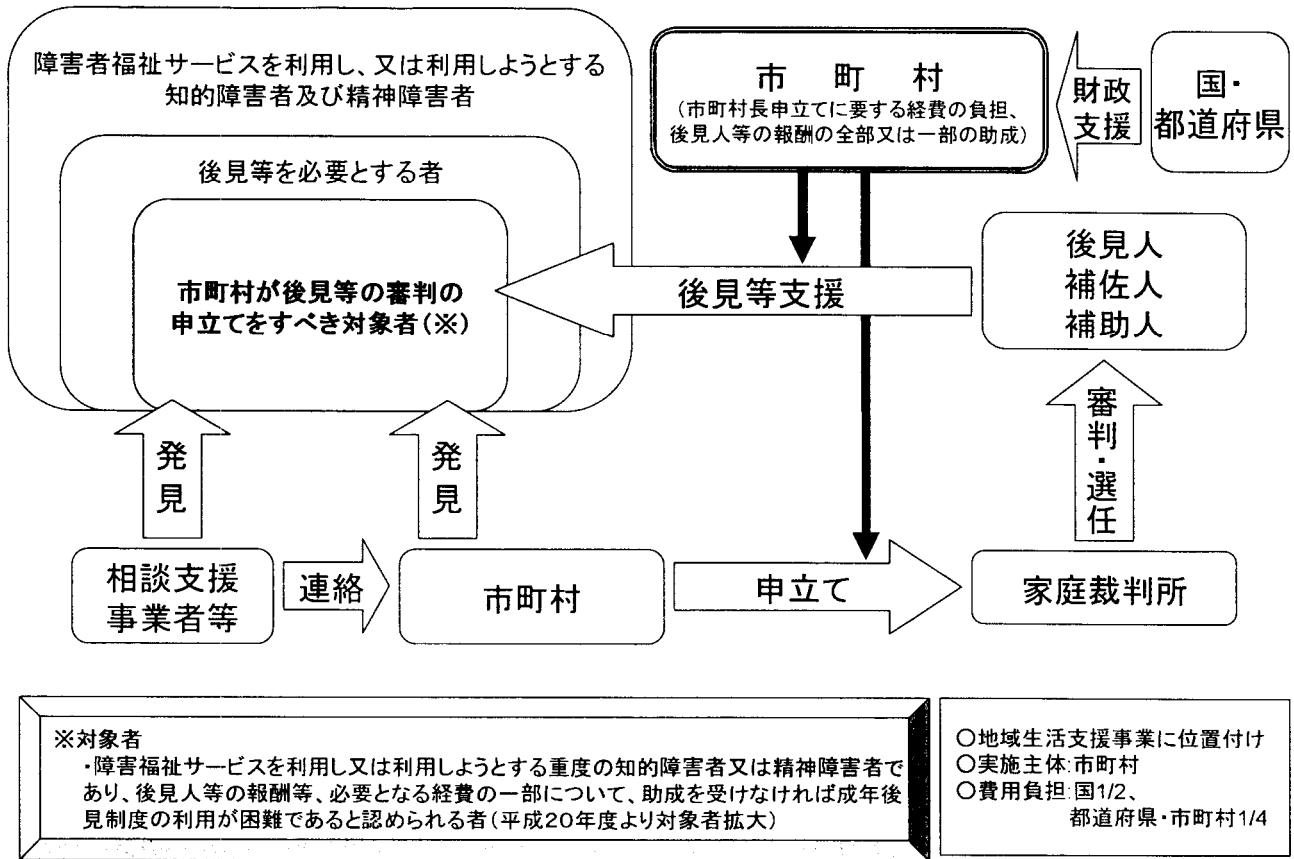
【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者（平成20年度より対象者拡大）

【対象経費】

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部

成年後見制度利用支援事業



49

「生活」について

精神科訪問看護の実施状況

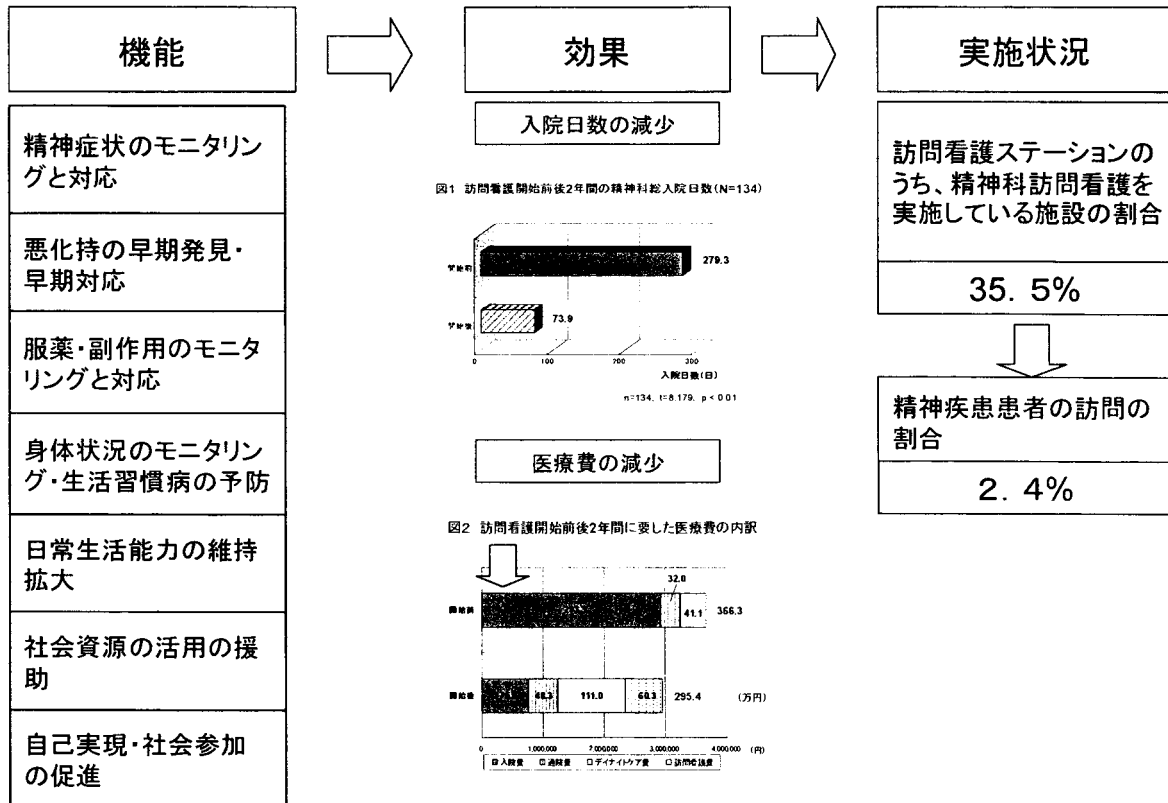


図1 訪問看護開始前後2年間の精神科総入院日数(N=134)

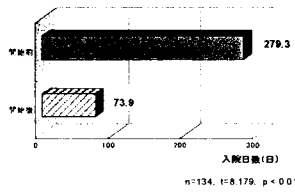
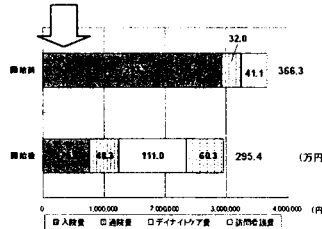
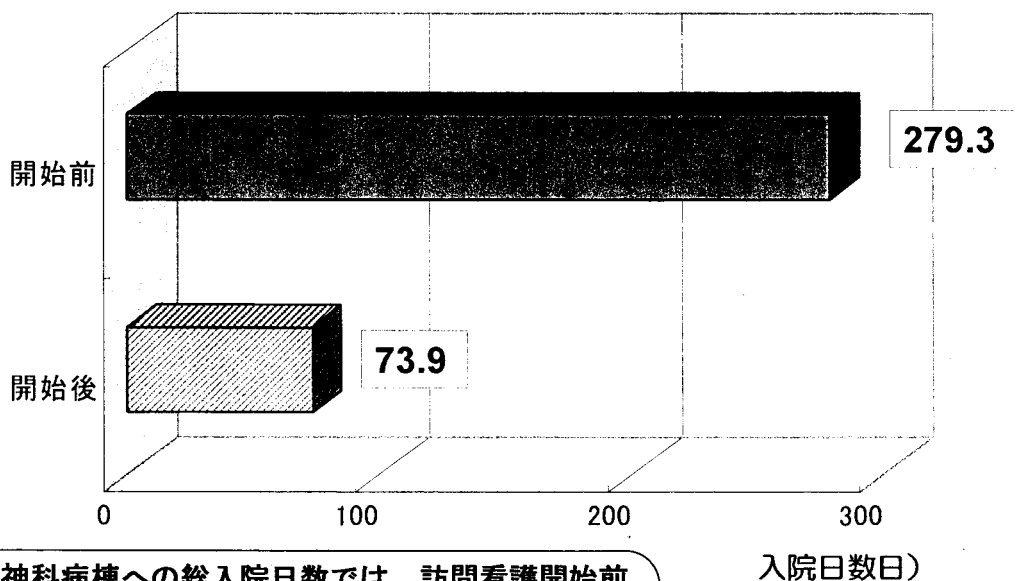


図2 訪問看護開始前後2年間に要した医療費の内訳



精神科訪問看護の効果

1) 訪問看護開始前後2年間の精神科総入院日数 (N=134)



●精神科病棟への総入院日数では、訪問看護開始前2年間の平均279.3日から訪問看護開始後2年間で、74.9日へと4分の1近くに減少
(厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業、精神科看護における介入技術の明確化および評価に関する研究 主任研究者 萱間真美 平成16年3月)

n=134, t=8.179, p < 0.01